

業務委託仕様書

1 委託業務概要

(1) 委託業務名称

警備業務

(2) 警備対象施設

ア 福島ロボットテストフィールド

南相馬市原町区萱浜字新赤沼 8 3 番 南相馬市復興工業団地内

イ 浪江滑走路附属格納庫

双葉郡浪江町大字棚塩字東赤坂 8 9 番 浪江町棚塩産業団地内

(3) 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

(4) 委託者

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「甲」という。）

(5) 業務目的

福島ロボットテストフィールド（以下「RTF」という。）の警備対象施設にかかる盗難、火災及び不法行為の防止、または異常事態発生時の被害拡大防止をすることで、施設利用者の安全確保や建物その他の財産を保護する。

2 業務内容

(1) 警備対象施設に係る機械警備に関する業務

(2) 上記(1)の機械警備のために設置した各種機器の保守管理に関する業務

(3) 警備業務実施後の記録及び報告に関する業務

(4) その他必要と認められる業務

3 資格要件

受託者（以下「乙」という。）は、次のいずれも満たすものであること。

(1) 警備業法第 2 条第 1 項第 1 号の業務を行っている者

(2) 警備業法第 4 条の規定による都道府県公安委員会から認定を受けていること。

(3) 県外業者にあつては警備業法第 9 条の規定による届出書を福島県公安委員会に届出していること。

(4) 警備業法第 4 3 条の規定による即応体制を整備していること。

4 警備業務の実施

- (1) 警備業務は、別紙「警備業務細目」（以下「細目」という。）により行うこと。
- (2) 上記細目のほか、上記２の業務内容に定めがなくても、当該業務上必要な業務については誠意を持って行うこと。
- (3) 警備計画書を作成し、これを事前に提出し、甲の承諾を受けること。
- (4) 業務従事者名簿を提出し、甲の承諾を受けること。また、従事者は業務中においては社員証等の身分証を携帯すること。さらに、緊急連絡体制図を甲に提出すること。
- (5) 業務中、異常を発見した場合は、直ちに甲との事前に取り決めた方法により適切に処理し、また、状況に応じ処理前、処理途中あるいは処理後に甲にその状況を報告すること。
- (6) 当該業務に要する光熱水道費は甲の負担とするが、使用する機械警備機器やその通信費、消耗品等は、乙の負担とする。
- (7) 乙は、乙の警報監視センターで警備対象施設から警報を受信してから 25 分以内にその警備対象施設に対し警備員を常に派遣できる体制をとること。

5 業務遂行状況の報告及び記録

- (1) 乙は、次の内容を記録し、甲に報告書を提出する。
 - ア 機器設置完了報告書（新規工事、変更工事、撤去工事時）
 - イ 警備報告書（警備対象施設に警備員を派遣時）
 - ウ 機器点検報告書（保守点検時）
 - エ 事故発生報告書（異常事態発生時）
 - オ 月次報告書（１カ月ごとの機械警備の状況）
 - カ その他甲が必要と認めた内容

※ オの月次報告書はWebサイト等により警備状況が閲覧可能な場合、不要とする。
- (2) 警備対象施設において事故や異常事態が発生した場合は、その都度速やかに電話若しくは口頭で甲に報告するとともに、後日、前項エの報告書を提出すること。

6 業務従事者

- (1) 本業務に従事する警備員は、雇用開始時に身上調査を行い、警備業法第 3 条第 1 項から 11 項に該当しない者であること。

- (2) 本業務の従事者は、任務の遂行において、甲の職員及び他の業務従事者との良好な人間関係の維持に努力し、無用のトラブルを避けるとともに、来館者の対応に際しては、言語態度に十分注意すること。
- (3) 甲は、業務従事者として不適当と認めた者については、乙と協議の上、交代させることができる。

7 損害賠償

- (1) 乙は、本契約の履行にあたり、自己の責に帰すべき事由により、警備対象施設及び甲（甲の管理下にある者を含む。）に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、この損害が甲の責めに帰する事由による場合は、この限りでない。
- (2) 前項において、乙が負担する賠償額の限度は、対人賠償及び対象賠償を併せて1事故につき10億円とする。
- (3) 乙は、第1項に規定する損害を与えたときは、損害が発生した日から起算して7日以内に書面より甲に通知すること。

8 業務管理

- (1) 乙は、本委託業務を遂行するに当たり、関係諸法令の基準に適合するよう業務を行わなければならない。なお、平常時においても非常時に備えて的確に対処できる体制を整えておかなければならない。
- (2) 施設のトラブル等の発生または発生が予知される場合には、速やかに甲に連絡通報し、その指示に従わなければならない。

9 その他

この仕様書に定めのない事項については、甲の指示に従うものとし、指示されない事項であっても当然必要な業務等は良識ある判断に基づいて行わなければならない。

10 疑義

この仕様書に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

警備業務細目

1 業務内容

(1) 機械警備機器の設置及び撤去

ア 乙は、機械警備業務を行うに当たり機械警備機器を設置、交換、修繕する場合は、事前に甲の承諾を受けること。また、甲と事前に調整した上で、甲の監督の下に実施すること。

イ 各エリア（棟）の機械警備開始日は令和4年4月1日とする。

ウ 乙は、アを実施するに当たり、委託期間中、機械警備業務を実施できない期間がある場合は、それに代わる人的警備業務等を実施する。

エ 乙は、契約期間の終了、契約の解除又は契約の変更等により乙所有の機械警備機器を撤去する必要がある場合は、甲の指定する期日までに甲の承諾、監督の下に撤去すること。また、機械警備機器の設置個所について、設置したことが原因で修繕を要すると甲が認めた場合は、乙は乙の費用で修繕する。

オ 機械警備機器の設置、交換、修繕、撤去及び機械警備に代わる人的警備等に係る費用は、乙が負担する。

(2) 侵入、火災、その他の異常事態の感知

警備対象で発生した異常事態信号を乙の警報監視センターへ自動的に送信する。

(3) 異常事態発生時における乙の警備員の派遣、現場確認及び被害拡大防止

乙は、警報監視装置により異常事態信号を受信した時は、乙の警備員を警備対象に派遣し、現場を確認するとともに被害の拡大防止にあたる。

(4) 関係先への通報及び連絡

警備対象に到着した乙の警備員は、異常事態を確認後、乙の警報監視センターへその状況を報告するとともに、必要に応じて警察や消防等関係先へ通報する。また、異常事態の詳細を甲が指定した緊急連絡先へ連絡する。

(5) 機械警備機器や乙の警報監視センター装置の点検、調整及び修理

機械警備機器等の機能について、乙は乙の費用負担にて適宜保守点検を行い、正常作動を確認するとともに、機器の故障等により作動に異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全措置を講ずること。

(6) 警備実施時間

警備実施時間は、全日 24 時間とする。

(7) 緊急連絡先の指定

ア 甲は、あらかじめ緊急連絡先を指定し、その連絡先を乙に通知する。

イ 前項アの緊急連絡先に変更がある場合、甲は、その都度遅滞なく変更したその連絡先を乙に通知する。

2 機械警備機器のシステム概要

(1) 侵入警報

機械警備機器の設置位置は付図のとおりとし、システムの要件は次のとおりとする。

ア 研究棟

次のエリアで警備区域を分割し、それぞれに非接触カード式の警備ON/OFF操作器（以下「カードリーダー」と言う。）又は事務室に設置の警報集中監視装置（以下「警報盤」と言う。）による警備ON/OFFを操作する。

(ア) 個別カードリーダーによる警備ON/OFF

- a 研究棟A棟メインエリア（事務室、所長室、101号室、102号室、機器分析室、防塵試験室、倉庫4、加工室、環境測定室、作業室1、サーバー室、総合管制室）
- b 研究室1～16
- c 101号室
- d 102号室
- e 201号室
- f 202号室
- g 203号室
- h 204号室
- i 保管庫
- j 貸出倉庫1～6

(イ) 警報盤による警備ON/OFF

研究棟B棟、研究棟C棟

(ウ) 上記(ア)及び(イ)による警備ON/OFF

- a 研究棟南側共用部エリア（職員通用口、風除室1、エントランスホール、ホワイエ、廊下1、廊下2、廊下4、廊下5）
研究棟A棟メインエリアに連動する。
- b 研究棟北側共用部エリア（研究者通用口、風除室2、風除室3、廊下6、廊下6-2、廊下7、廊下8、廊下9、廊下10、2階ラウンジ）

研究棟A棟メインエリアおよび研究室1～16の両方の警備セットに連動し警備セットになり、前述のうち1カ所の警備解除に連動して警備解除となる。

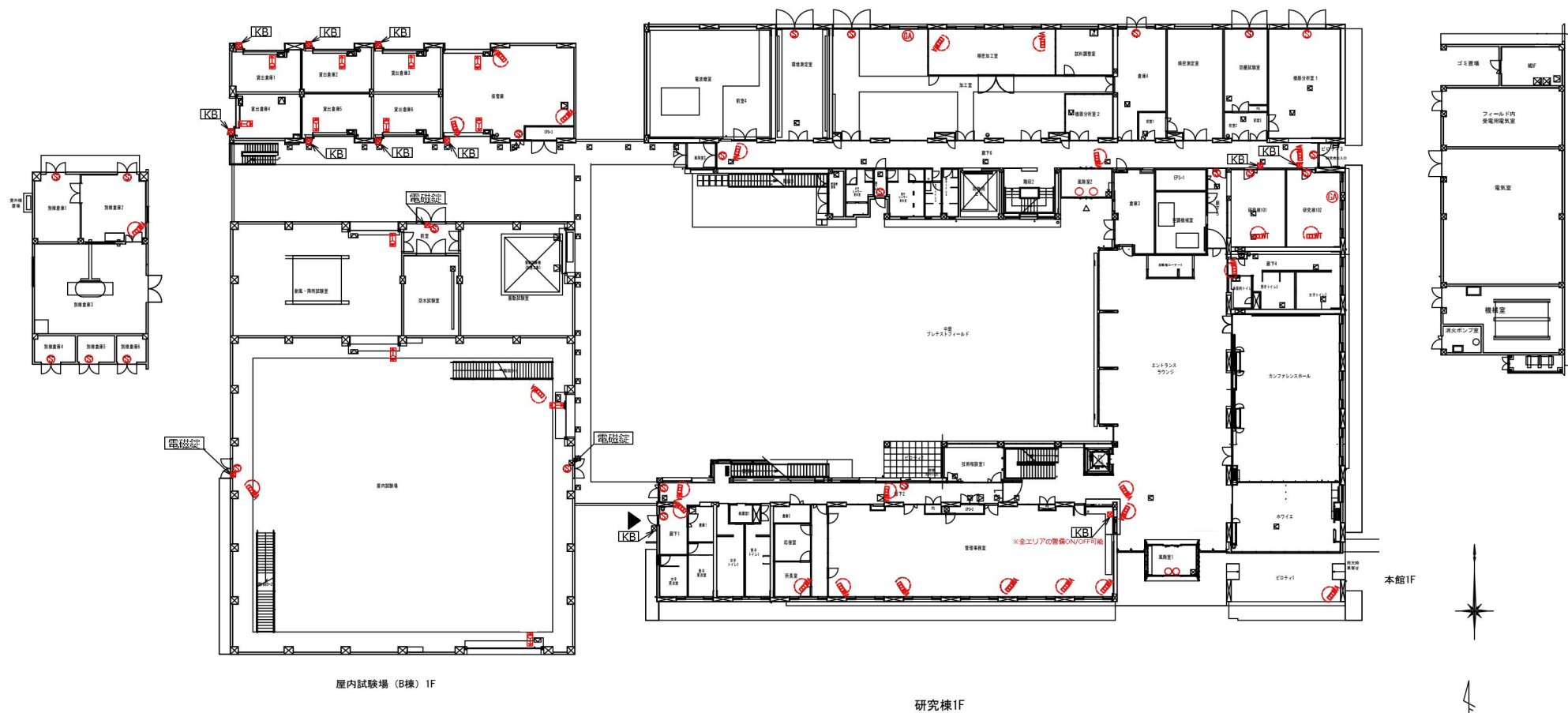
(エ) 既設電気錠との連動

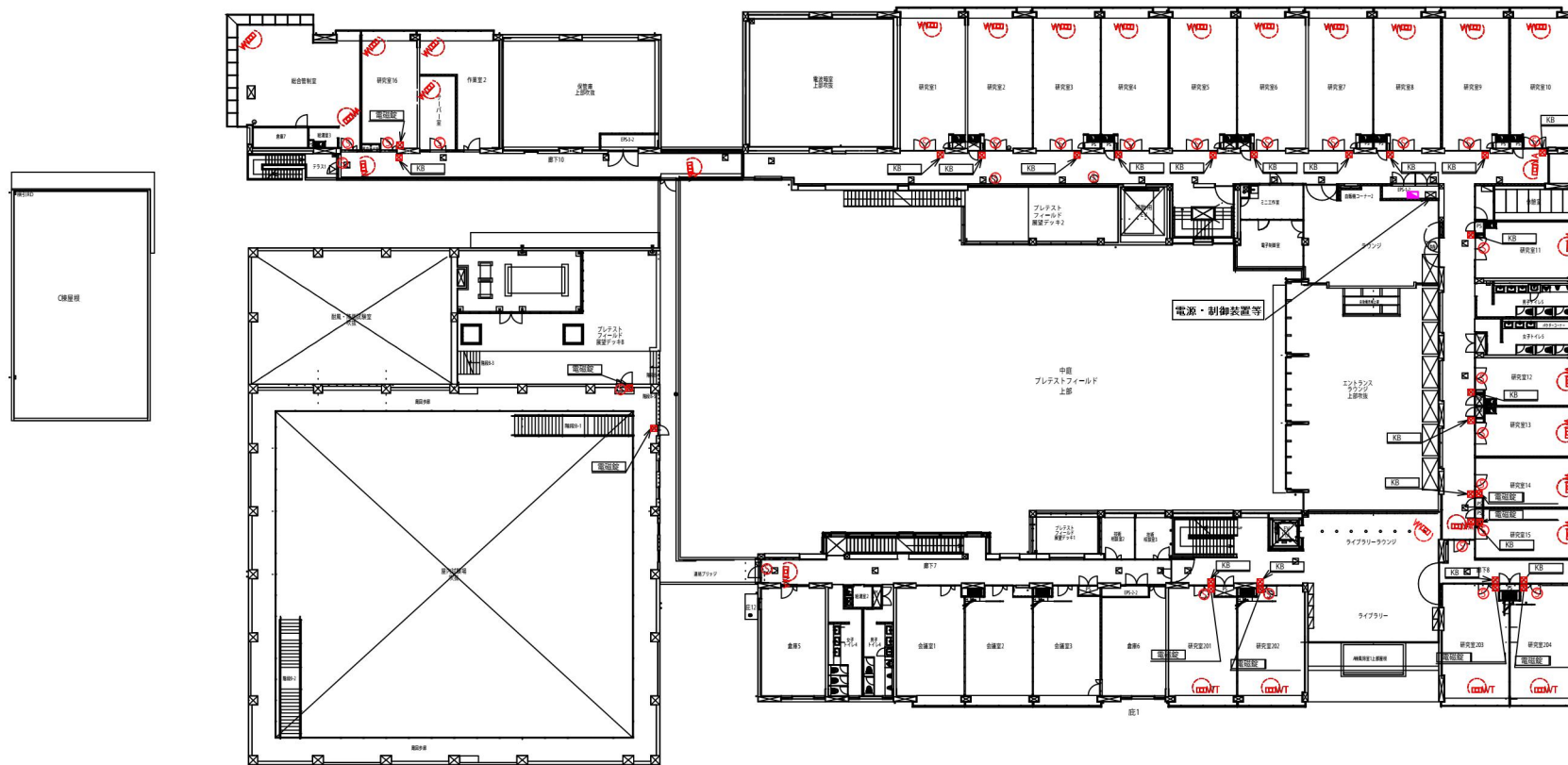
各エリア、各室のカードリーダーは、扉電気錠と連動させ、警備がON状態のときは電気錠が開錠しない設定とする。ただし、電気錠が設置されていない扉にあっては、警備ONの状態時に扉を開放できなくなる機器を設置すること。

- イ 南相馬地内の研究棟を除く施設
機械警備のON/OFFは、研究棟の警報盤で操作する。
 - ウ 浪江滑走路附属格納庫
カードリーダーにより警備ON/OFF操作する。
- (2) 火災警報
- ア 南相馬地内の施設
研究棟内の自動火災報知設備の移報端子から警報盤に接続し、24時間監視する。
 - イ 浪江滑走路附属格納庫
簡易整備室内の自動火災報知設備の移報端子から警報盤に接続し、24時間監視する。
- (3) その他の警報
- ア 出動要請ボタン
研究棟2階ラウンジに非常押しボタンを設置し、研究室入居者が警備員の緊急出動要請を行う。(警備員の出動は有料とし、出動料金および請求先は別途調整する。)
 - イ 停電(5分以上継続するものに限る)及び警報送信用回線の断線は、24時間監視する。
- (4) カードリーダーの種類
- カードリーダーは既設の電気錠開錠装置用ICカード(Felicaカード)対応のものとし、ICカードを共有できるものとする。

仕様書細目付図

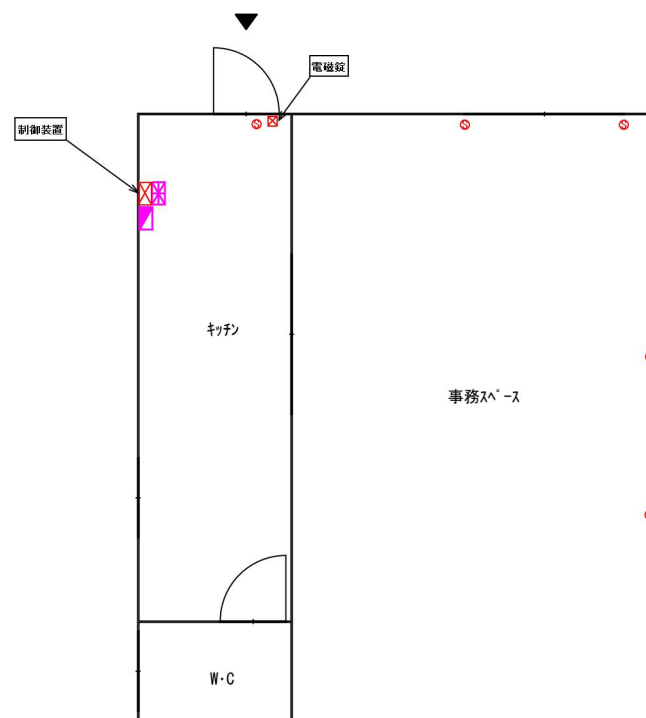
	凡 例	
通番	記 号	名 称
1		制御装置
2	KB	非接触カトリター
3		開閉センサー
4		シャッターセンサー
5	MA-C219-FE	マルチエリアコントローラ II MA-C219-FE
6	 WA	空間センサー(立体警戒型)
7	 A	空間センサー(面警戒型)
8	○	開閉センサー
9		ガラス破壊音センサー
10		メッセージセンサー
11	電磁錠	小型電気錠
12	 WT	空間センサー(立体警戒型)

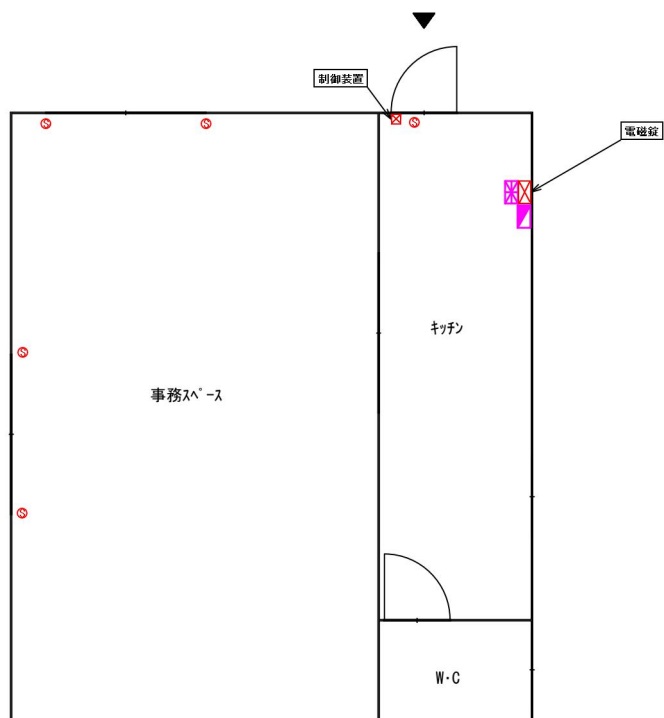


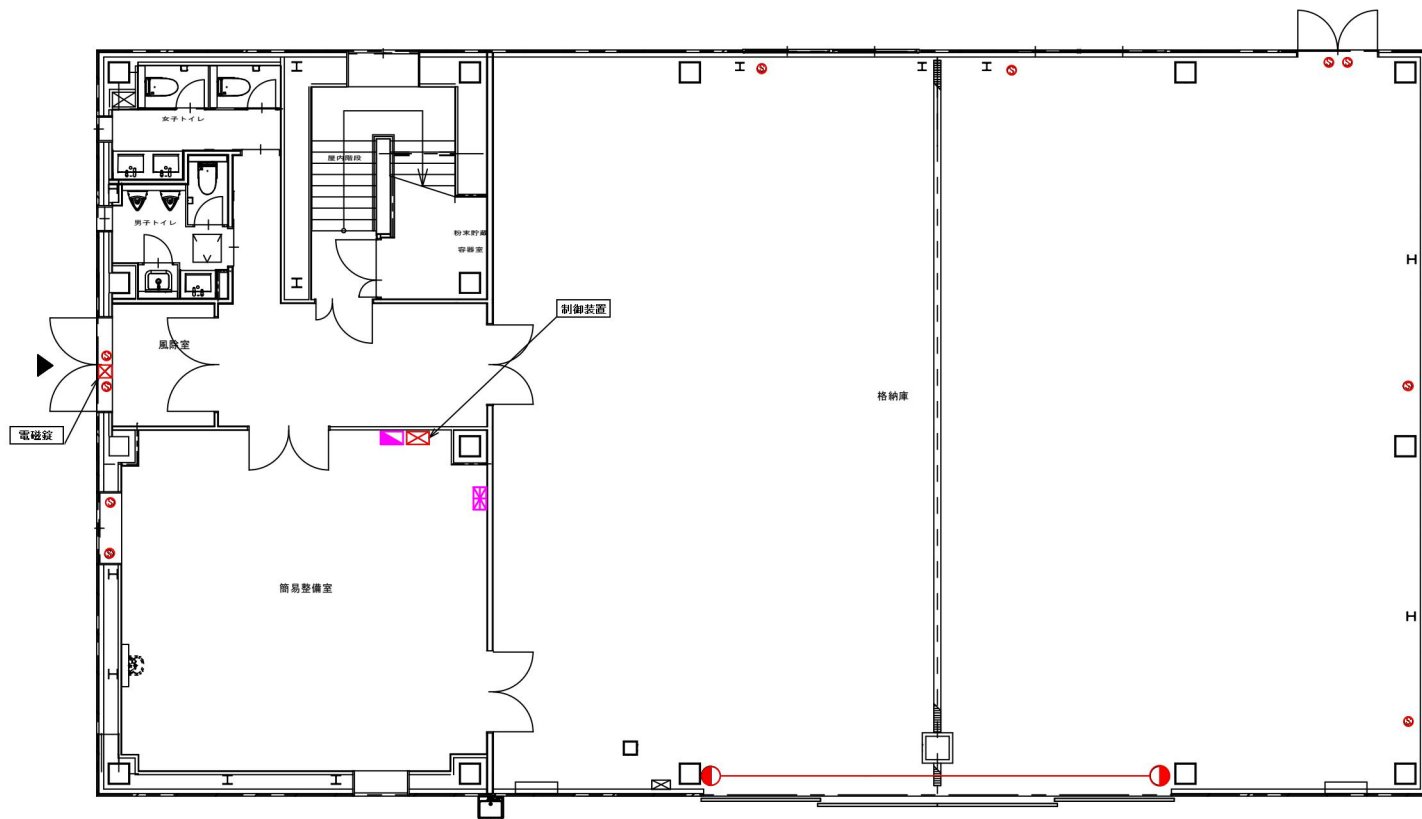
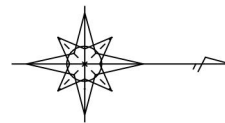


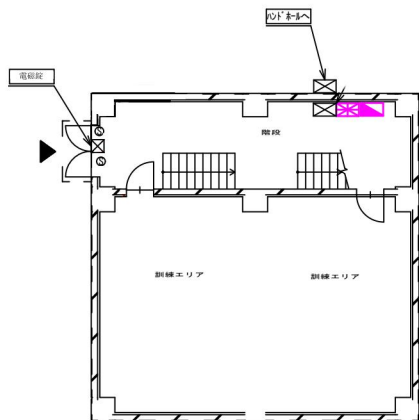
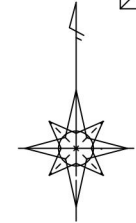
屋内試験場 (B棟) 2F

研究棟2F

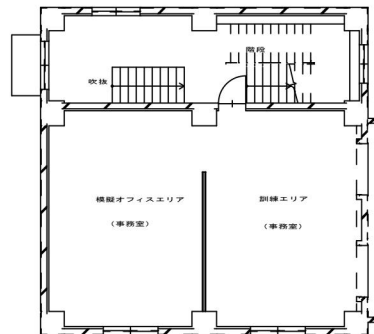




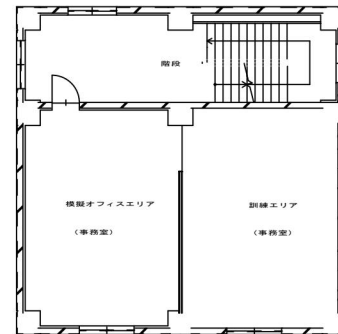




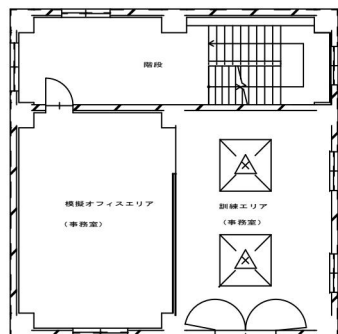
1階平面図



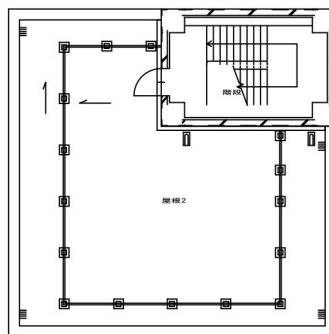
2階平面図



3階平面図



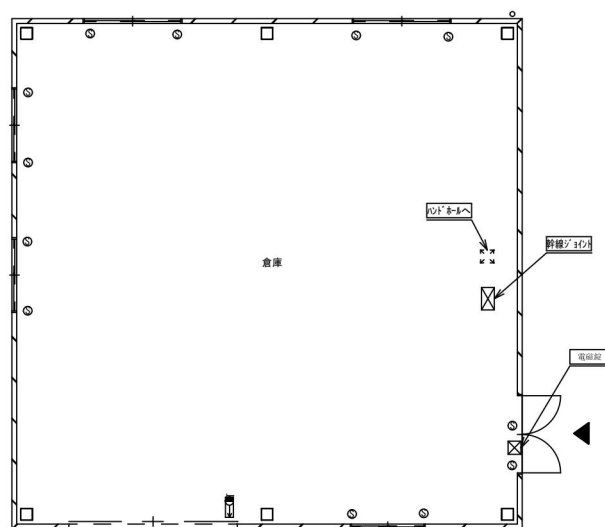
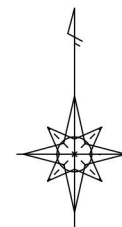
4階平面図



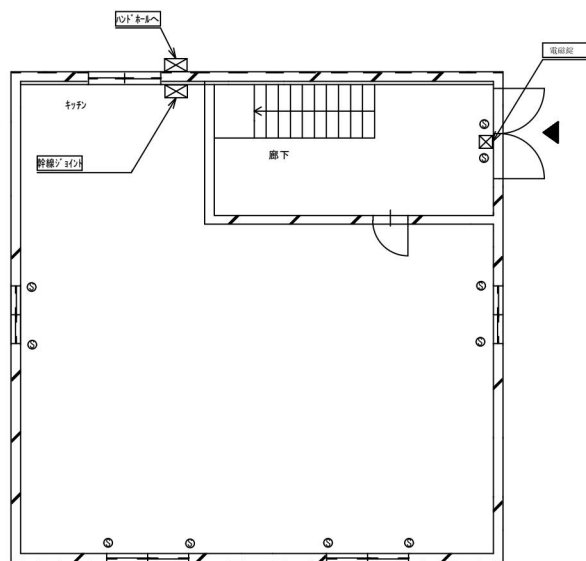
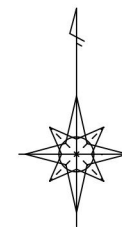
5階平面図



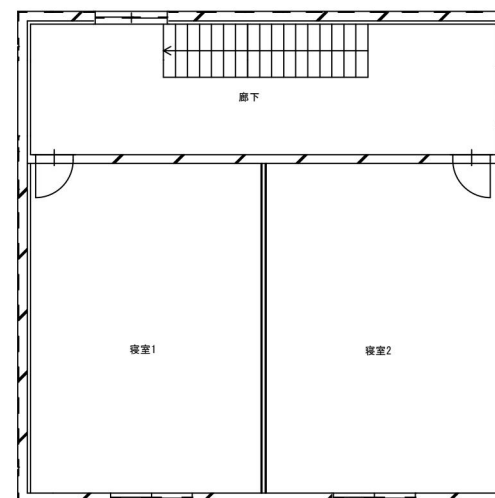
屋根伏図



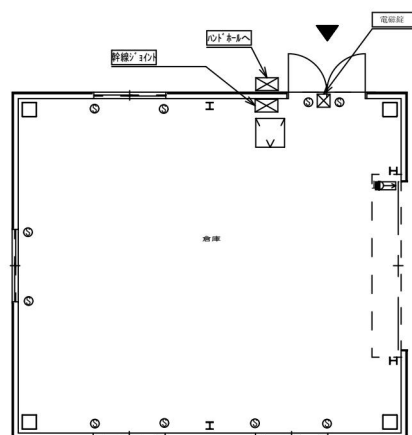
平面図



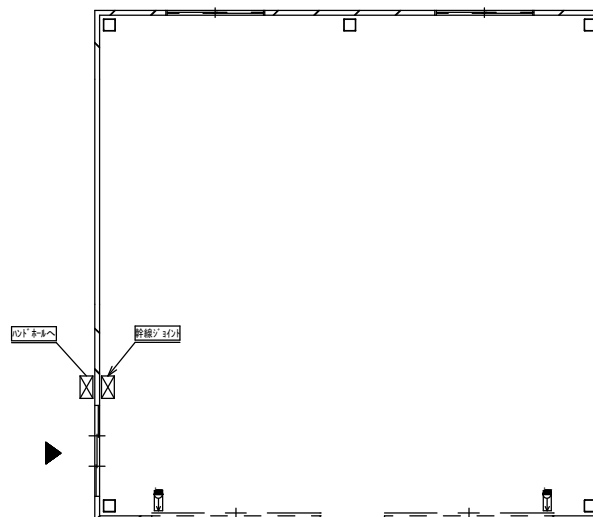
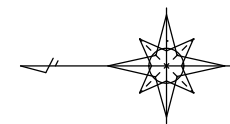
1階平面図



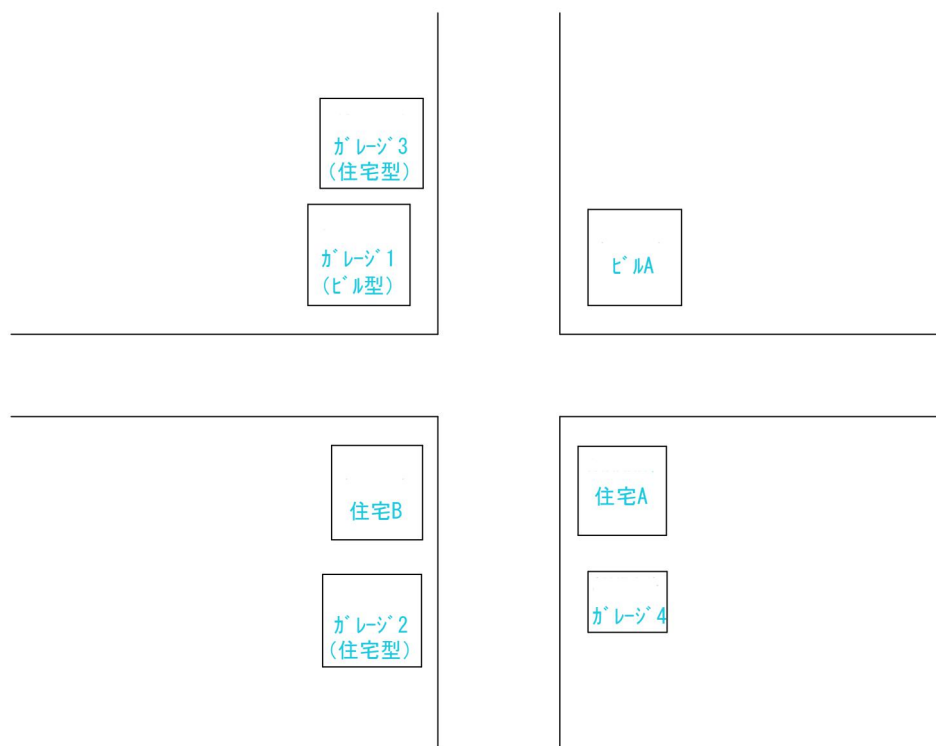
2階平面図



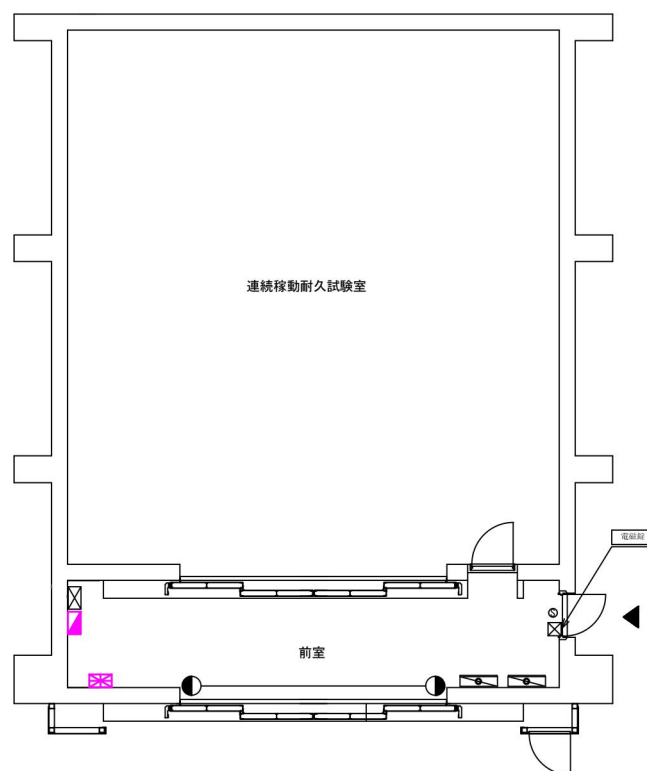
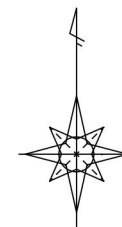
平面図

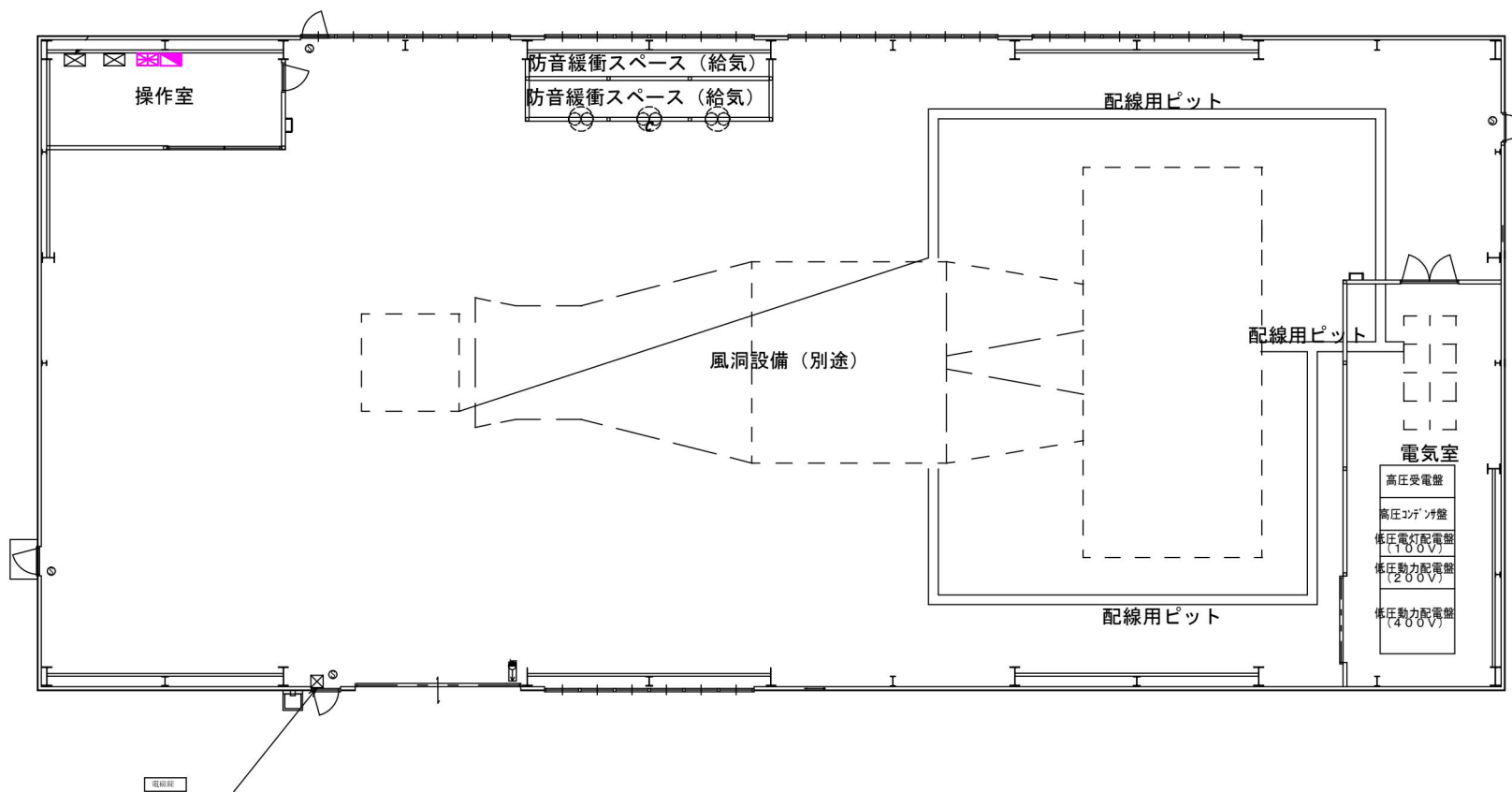


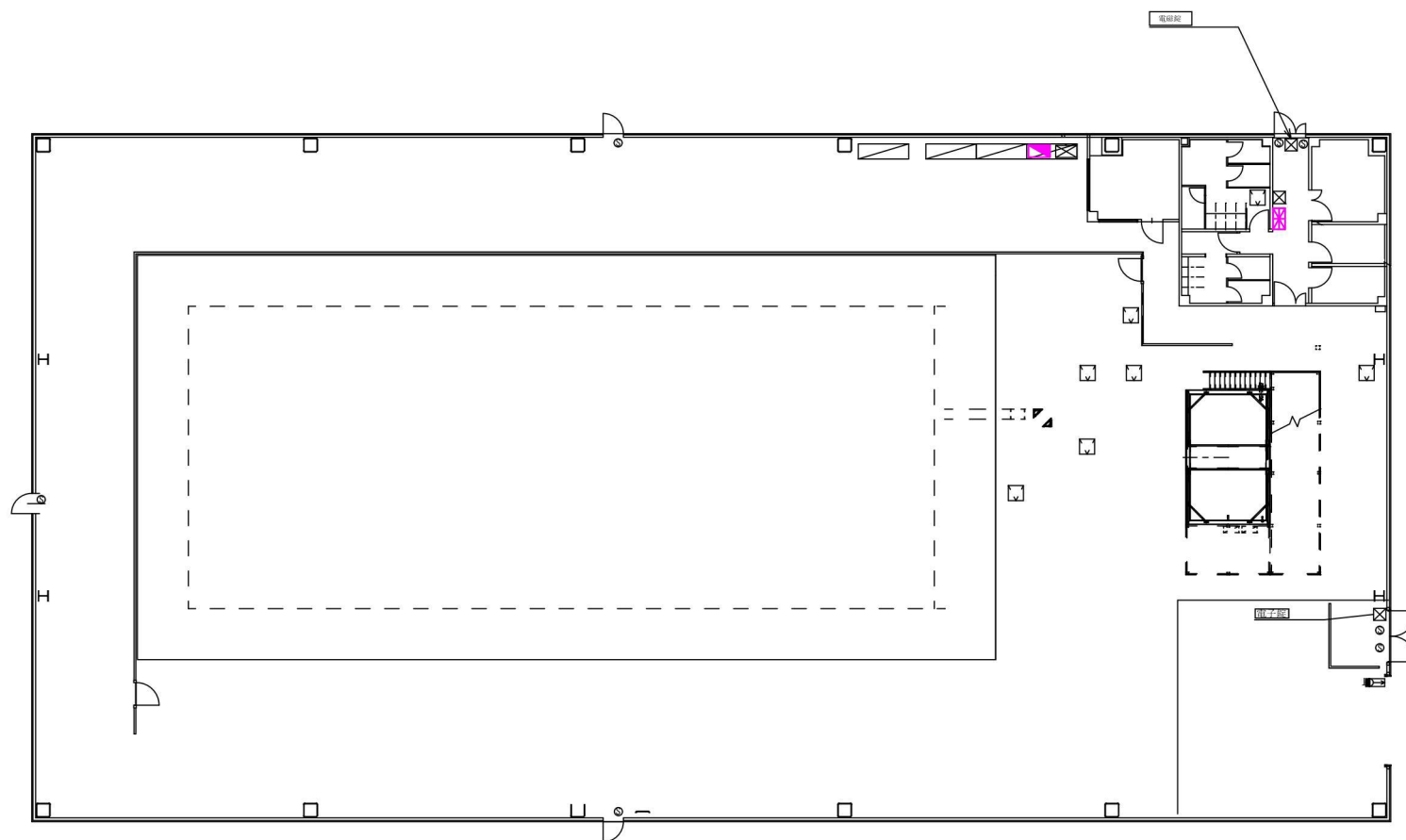
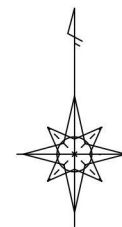
平面図

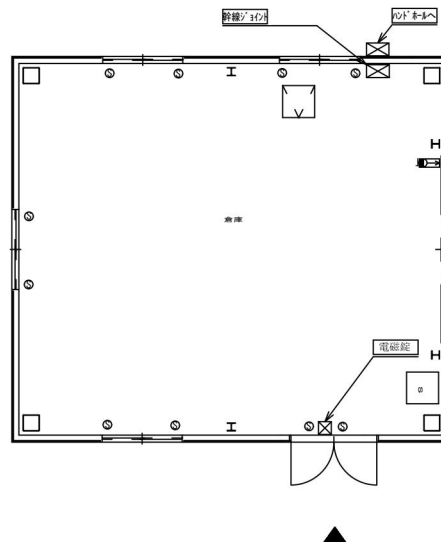


市街地フィールド配置図

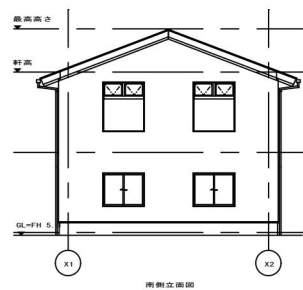




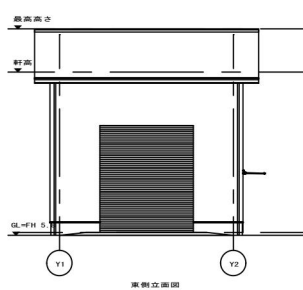




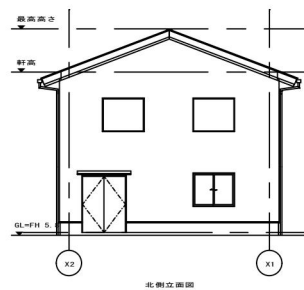
平面図



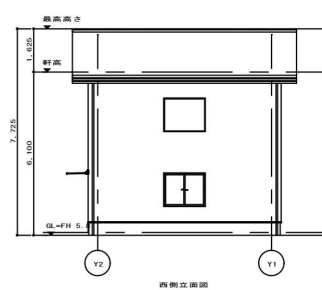
南側立面図



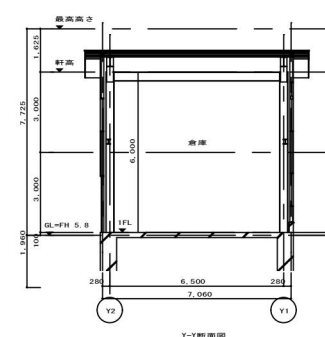
東側立面図



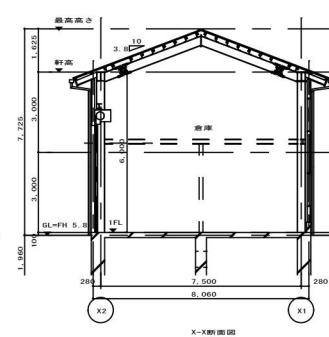
北側立面図



西側立面図



Y-Y断面図



X-X断面図

